

神河町『人・農地プラン』について

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第26条第1項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成31年 3月18日

神河町長 山 名 宗 悟

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

神河町 粟賀町地区

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

平成31年2月20日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

◆経営体数	法人	1経営体
	個人	1経営体
	集落営農	1組織

4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

◆担い手は十分確保されている

5. 農地中間管理機構の活用方針

個人及び法人に関しては、農地中間管理機構を活用する。

営農組合は、特定農作業受託契約を行う。

6. 地域農業の将来のあり方

【農地の利用】

この地区は、ブロックローテーションで水稲と小麦を交互に作付けし、小麦の時は、粟賀町営農組合が生産し、水稲については、各農家個人が生産している状況です。田植え、収穫時は、近隣の認定農業者に一部作業を委託し、農業経営を行っている。また、昨年12月に認定新規就農者として町が認定した中藪氏が、露地野菜を中心に栽培し、直売所等に出荷し、今後経営面積の拡大を目指す。更にアグリイノベーション神河(株)は、現在イチゴと人参を生産し、今後においても経営面積を拡大する。

【担い手について】

現在、粟賀町営農組合は、経営所得安定対策（ナラシ、ゲタ）に入り、町が法人化を目指していると認めている団体であります。しかし、面積規模も小さく、法人化については経営的には、困難な地域であるが、近隣集落営農組織（法人）等と協力しながら、今後の展望を模索していく。また、中藪氏は、安定経営を目指し、将来的には、認定農業者を目指す。アグリイノベーション神河(株)は、平成30年2月に地域創生事業の取り組みとして、農業法人を設立し、現在町内各地において、経営面積を拡大し、今後は、認定農業者を目指す。

【農地の出し手】

中心となる経営体と連携する者（兼業農家・自給的農家）は、農地の貸付けに協力する。農地の出し手の方は、耕作意欲のある方がいない場合においては、水稻作付けの場合、粟賀町営農組合に作業委託をし、生産資材等の費用負担をする。

【農地の保全】

農地の保全で一番労働力がかかる草刈作業については、農地を守り、環境を守り、地域を守るため、出来る限り相互協力を行う。更に、多面的機能交付金等を効率よく利用し、農業用施設の管理、農地の保全を行う。

【鳥獣害対策】

・定期的に点検を行いながら、国、県、町の交付金を活用し、防護柵の設置、修繕を行い、獣害を最小限に抑える。

補助メニュー：鳥獣被害防止対策交付金、神河町有害鳥獣防止対策施設設置事業補助金